

令和 6 年度八戸市連合町内会活動活性化交付金 申請書類の提出にあたっての留意事項

1. 提出期限

令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

2. 交付時期

1 ヶ月ごとに申請書類を受理し、支払いの手続きを行います。交付金の交付時期はおおむね申請月の翌月となります。

3. 提出書類

- ① 総会資料等（作成している場合に限り添付が必要）
- ② 連合町内会活動活性化交付金交付申請書（様式ア）
- ③ 連合町内会活動活性化交付金請求書（様式イ）
- ④ 令和 6 年度事業計画書（様式ウ）
- ⑤ 令和 6 年度収支予算書（様式エ）

※申請する活動に関する予算について記載してください。

- ⑥ 口座振替受領申出（変更届出）票

※以前に提出したことがあり、登録内容に変更がない場合は提出不要です。

- ⑦ 通帳のコピー（口座名義、支店名等が記載されている表紙、表紙裏等の部分）

4. 注意事項

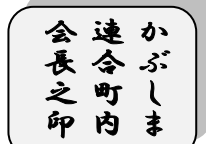
- ・ ②申請書（様式ア）、③請求書（様式イ）は会長氏名を御記入ください。
- ・ 振込先口座は連合町内会名義の口座（代表者個人名義及び別団体口座は不可）のみ御指定いただけます。
- ・ ③請求書（様式イ）の振込先は正確に記入してください。**一字でも異なると入金できません。**

5. 押印するはんこについて

使用できるもの

「代表者の個人印」、もしくは団体の代表者を表す「〇〇連合町内会長の印」と刻印されているもの。

（例）



使用できないもの

団体を表す「連合町内会の印」と刻印されているものおよび変形しやすいゴム印・シャチハタ等。

（例）



裏面へ